

# 愛 媛 県 報

発行 愛媛 媛 県

第94号

令和2年4月7日火曜日 第94号

◇ 目 次 ◇
告 示

	-			
落札者等の告示			(広報広聴課	ł) 294
理容師法による講習会の指定			(薬務衛生課	ł) 294
美容師法による講習会の指定			( "	) 295
大規模小売店舗の新設の届出の概要等			(経営支援課	ł) 295
保安林の指定の解除			(森林整備課	ł) 295
基本測量の実施の通知			(道路維持課	ł) 295
公共測量の終了の通知			( "	) 296
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し			(会計課	ł) 296
愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更許可			( "	) 296
土地改良区役員の就退任の届出			. (東予地方局農村整備課	ł) 296
土地改良区の定款変更の認可		(中	予地方局農村整備第一課	ł) 296
土地改良区連合の定款変更の認可		(	<i>"</i>	) 296
土地改良区役員の就退任の届出		(	<i>"</i>	) 296
パーキングチケット発給手数料の収納事務の委託(2件)			(警察本部会計課	ł) 297
	公	告		
争議行為の通知の公表			(労政雇用課	ł) 297
	正	誤		
令和2年3月27日付け第91号外2愛媛県規則第21号(愛媛県浄化	槽保守点検業	美者登録条例施行規則の一部を改正する規則	1)中	
·			(循環型社会推進課	ł) 298

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

## ○愛媛県告示第364号

次のとおり落札者を決定した。 令和2年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務 一式	愛媛県企画振興部 政策企画局広報広 聴課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	令和 2 年 3 月30日	株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一 丁目12番地 1	7 .15円 (一部当たり)	一般競争入札	令和2年2月14日

## ○愛媛県告示第365号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

令和2年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 講習会の名称 等理理

  京研

  京研

  京研

  京研

  京が

  で

  まず

  に

  まず

  に
  まず

  に

  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず

  に
  まず
  - 管理理容師資格認定講習会
- 2 主催者

東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟

#### 9 階

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

3 講習日

令和2年8月31日、令和2年9月7日、令和2年9月14日の3日間

4 講習場所

松山市持田町三丁目 8 番15号 愛媛県総合社会福祉会館

5 受講料

16,000円

#### ○愛媛県告示第366号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

令和2年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習会の名称

管理美容師資格認定講習会

2 丰催者

東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟 階

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

3 講習日

令和2年8月31日、令和2年9月7日、令和2年9月14日の3日間

4 講習場所

松山市持田町三丁目 8 番15号 愛媛県総合社会福祉会館

5 受講料

16 000円

#### ○愛媛県告示第367号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックスついたち店 西条市朔日市字兵衛田329番 1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

三愛総業株式会社

今治市旭町四丁目2番地の1

代表取締役 井原 安久

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 多田 高志

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和 2 年11月28日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1 465平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

53台

イ 駐輪場の収容台数

20台

ウ 荷さばき施設の面積

65平方メートル

- エ 廃棄物等の保管施設の容量 13.19立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 2 届出年月日

令和 2 年 3 月27日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域 の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者 は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出 することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

#### ○愛媛県告示第368号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、 次のように保安林の指定を解除する。

令和2年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宇和島市吉田町白浦字カキガシリ外38の5、外39の4、外42の 4
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由

道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第369号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。 令和2年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量(航空重力測量)

2 作業期間 令和2年4月1日から

令和3年3月31日まで

3 作業地域 県内全域

#### ○愛媛県告示第370号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国地方整備局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(UAV航空レーザ測量、UAV航空レ

ーザ測深)

2 作業期間 令和2年2月3日から

3月24日まで

3 作業地域 重信川直轄管理区間(松山市地内)

#### ○愛媛県告示第371号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

令和2年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売	IJ	ਣੇ	ば	ŧ		人		売 り さ ば き 所 取消年月日
番号	住		所	氏	名 又	は	名	称	
御第 1号			南宇和郡愛南町船越1178番地1 令和2年3月13日						
御第 1号			えひめ南農業協同組合 福浦支所		支所	南宇和郡愛南町福浦1233番地 令和 2 年 3 月13日			
愛第 2号	南宇和郡愛南町一	本松1281番	地	えひめ南	農業協同	组合	一本	松支所	南宇和郡愛南町一本松1281番地 令和 2 年 3 月13日

#### ○愛媛県告示第372号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号) 第5条第6項の規定により告示する。

令和2年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定	2	売	IJ	₹	ば	ਣੇ	人		变	更	事	項	変更許可
番号	住		所			氏名》	スは名和	称	新			旧	年月日
御第 1号		南町柏:	390番地		えひめ 所	南農業	協同組合	内海支	売りさばき人住所 南宇和郡愛南町柏390番 売りさばき所 南宇和郡愛南町柏390番		売りさばき人 南宇和郡愛南 売りさばき所 南宇和郡愛南	··· 町柏468番地	令和 2 年 3 月16日
愛第		南町城	辺乙451	番地	えひめ 支所	)南農業	協同組合	南宇和	売りさばき人氏名又は名 えひめ南農業協同組合	3称 南宇和支所	売りさばき人 えひめ南農業 支所		令和 2 年 3 月16日

#### ○愛媛県告示第373号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年4月7日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

退任

役員の種類	氏	名	住 所	
理事	眞 鍋	武司	新居浜市西の土居町二丁目4番1	7号

## ○愛媛県告示第374号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、

伊予郡砥部町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年4月7日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

## ○愛媛県告示第375号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同 法第30条第2項の規定により、道前道後土地改良区連合の定款の変 更を認可した。

令和2年4月7日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

## ○愛媛県告示第376号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があっ V-1H-2 1

令和2年4月7日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

た。

役員の種類	氏	名	住	所
理事	三 好	晶一	松山市小村町296番地第2	

#### ○愛媛県告示第377号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定によりパ-キング・チケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
有限会社 セイコービルサービス	愛媛県松山市北藤原町 1 番地18	パ - キング・チケット発給設備(松山市内)からの手数料の収納の事務	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

#### ○愛媛県告示第378号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定によりパ-キング・チケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委託 期間
有限会社 セイコービルサービス	愛媛県松山市北藤原町 1 番地18	パ - キング・チケット発給設備(今治市内)からの手数料の収納の事務	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

#### 公 告

## 〇公 告

#### 争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長水野満夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和2年3月27日あったので公表する。

令和2年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 (1) 2020年度賃金引上げその他に関する事項
  - (2) 労働法違反、実質的団体交渉拒否、労働組合員を理由とした差別取扱いなどの不当労働行為、就業規則改悪(労働契約違反、退職金規定改悪、諸権利改悪などにより組合員が不利益取扱いを受けた場合など)に関する事項
  - (3) 労働基準法違反の是正に関する事項
  - (4) 愛媛県地方労働委員会(現在の愛媛県労働委員会) 立会で成立した平成9年6月24日付ならびに平成10 年5月8日付和解協定書の誠実な履行に関する事項
  - (5) 愛媛県地方労働委員会(現在の愛媛県労働委員会) 立会で成立の和解協定(3項)(平成10年5月8日 付)による「新賃金体系」により締結した「平成11 年度賃金引き上げその他に関する協定書」に基づき、 平成12年度以降の定期昇給分の支払に関する事項
  - (6) 団体交渉において合意した内容を協定締結する件に 関する事項
  - (7) 諸手当に関する事項
  - (8) 定年に関する事項

- (9) 社会保険料負担割合に関する事項
- (10) 経理内容の公開に関する事項
- (11) 就業規則に関する事項
- (12) 休日・休暇・労働時間に関する事項
- (13) 介護休業制度について関する事項
- (14) 法定外労働災害補償に関する事項
- (15) 継続雇用たる準職員に関する事項
- (16) 労使合意遵守に関する事項
- (17) 人員増及び労働密度の軽減に関する事項
- (18) 賃金・労働条件・雇用に関する事前協議同意約款締 結に関する事項
- (19) 労使関係の正常・適法化に関する懸案事項に関する 事項
- ② 事業計画に関する事項
- (21) 各事業所における休憩の時間帯及びその取得方法に 関する事項
- ② 職員の欠員補充に関する事項
- ② 組合員の院内異動に関する事項
- ② 勤務表に関する事項
- ② 労働基準法により36協定及び就業規則の変更等に伴い必要とされる過半数代表者の選任に関する事項
- 26) セクシュアルハラスメントに関する事項
- (27) 福利厚生に関する事項
- ②8 労働安全衛生に関する事項
- ② 各部署の配置人員と最低人員に関する事項
- ③ 各事業所において発生した問題の処理に関する事項
- (31) その他、未解決事項の早期解決に関する事項

- 2 日時 令和2年4月10日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病	院	名	所	在	地	
公益財団法人	正光会	今治病院	今治市高市甲786 - 13			
公益財団法人	正光会	宇和島病院	宇和島市柿原	頁1280番 <sup>±</sup>	也	

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

IF.	

## ○正 誤

令和 2 年 3 月27日付け第91号外 2 愛媛県規則第21号 (愛媛県浄化 槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則)中

ページ	箇	所	誤	正
110	上から7行目		(施行日)	

令和 2 年 4 月 7 日 発行 298